

平成26年7月8日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

標記の件につきまして、今般、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県等
衛生主管部（局）長宛通知がなされ、本会に対して情報提供がありました。

本改正の内容は、下記のとおりであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、
関係医療機関等に対する周知方について、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

記

改正の内容

感染症法の規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして、
新たに、以下の病原体を指定し、本年6月30日から適用すること。

インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1
であるものに限る。）

- ・ A/Anhui/1/2005（H5N1）（IBCDC-RG6）

事 務 連 絡
平成26年 6 月30日

公益社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

平素より病原体等の適切な管理について、御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、告示公布につきまして、別添写しのとおり各地方自治体衛生主管部(局)
長宛に通知いたしましたのでお知らせいたします。

(担当)

結核感染症課病原体等管理対策係

課長補佐 田中

病原体等管理対策専門官 山形

TEL 03-3595-3097 (直通)

FAX 03-3581-6251



健感発0630第1号

平成26年6月30日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（公印省略）

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

「人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する
病原体等の一部を改正する件」については、本日、平成26年厚生労働省告示第
273号をもって公布され、同日から適用されたところです。

今回の改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者に対して
周知いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いします。

記

1 改正の内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年
法律第114号。）第6条第23項の規定に基づき、人を発病させるおそ
れがほとんどないものとして、新たに、以下の病原体を指定すること。

インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH
5N1であるものに限る。）

・ A／Anhui／1／2005（H5N1）（IBCDC—RG6）

2 適用期日

平成26年6月30日から適用すること。

○厚生労働省告示第二百七十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二十三項の規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二百号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

第4中24を25とし、10から23までを11から24までとし、9の次に次のように加える。

10 イソフルンヘンザウイルスA属イソフルンヘンザウイルス（血清型がH5N1であるものに限る。）A／Anhui／1／2005（H5N1）（IBCD C—RG6）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

第 6321 号

報 官

平成 26 年 6 月 30 日 月曜日

1

目次

〔府 令〕

○金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四七）

〔省 令〕

○計量法施行規則の一部を改正する省令（経済産業三三）

○経済産業省組織規則の一部を改正する省令（同三四）

〔告 示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十七年分）平成二十一年分）を公表する件（一部を訂正する件）（総務二一八）

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分）を公表する件（一部を訂正する件）（同二一九）

○基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件（同二二〇）

○租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う総務省・農林水産省・国土交通省関係告示の整理に関する告示
（総務・農林水産・国土交通八）

○奄美群島振興開発特別措置法に基づく産業振興促進計画を認定する件（同九二〇）

○日本国に帰化を許可する件（法務二八〇）

○千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約へのフィリピン共和国の加入に関する件（外務二一九）

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの輸入数量を告示する件（財務二〇四）

○平成二十六年年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件（同二〇五）

○平成二十六年年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（同二〇六）

○雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働二七二）

○人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件（同二七三）

○健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（同二七四）

○衛星船位測定送信機による位置の報告義務について海域及び報告の方法を定める件の全部を改正する件（農林水産八六〇）

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件（同八六一）

○回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する告示（経済産業一四二）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 警察庁 金融庁 外務省 財務省 防衛省 会計検査院

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

内閣府防災業務計画の修正要旨の公表について（内閣府）
登録検査機関の登録事項の変更に關する公示（国土交通省）

労働

最低賃金の廃止決定に関する公示（兵庫労働局最低賃金公示一）

〔公 告〕

諸事項

官庁

適格機関投資家、財団、土地家屋調査士懲戒処分、製造たばこ小売定価、金融商品取引業者に対する行政処分関係

裁判所

準禁治産、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

会社決算公告

む)、船員保険法施行令(昭和二十八年政令